

厚生年金保険料の改定について

－平成29年まで毎年0.354%ずつアップ－

◆厚生年金保険料率の改定について

厚生年金保険の保険料率が、平成23年9月分（同年10月納付分）から、0.354%（坑内員・船員は0.248%）引き上げられました。今回改定された保険料率は「平成23年9月分（同年10月納付分）から平成24年8月分（同年9月納付分）まで」の保険料を計算する際の基礎となります。

平成23年9月分からの保険料額表は

<http://www.nenkin.go.jp/main/employer/index6.html>

のとおりです。次の1から4の区分に応じて、該当する項目をご覧ください。

1 一般の被保険者 (2～4を除く)

16.412% (平成23年9月分から)

2 坑内員・船員の被保険者 (3～4を除く)

16.944% (平成23年9月分から)

3 厚生年金基金に加入する一般の被保険者

11.412%～14.012% (同上)

→一般の被保険者の本来の保険料率16.412%から免除保険料率(2.4～5.0%)を控除した後の率になっています。

4 厚生年金基金に加入する坑内員の被保険者

11.944%～14.544% (同上)

→坑内員の被保険者の本来の保険料率16.944%から免除保険料率を控除した後の率になっています。

保険料は労使が折半で負担します。事業主が、被保険者負担分を給与から控除する際、端数が50銭以下の場合には切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円として計算します。

◆改定の経緯について

厚生年金保険料は、平成16年9月までは年収（総報酬）の13.58%（労使折半）でした。平成16年の法改正により「保険料水準固定方式」が導入され、平成16年10月から0.354%（労使折半）ずつ毎年（平成17年以降は毎年9月）引き上げられ、平成29年9月以降には年収の**18.30%（労使折半）に統一して固定されること**になっています。すなわち、13年間で段階的に4.72%引き上げられることになっています。

厚生年金、国民年金、共済年金における

脱退一時金について

－外国人が帰国した際の手続き－

◆脱退一時金とは

脱退一時金は、日本の滞在期間が短く、年金が受けられない外国人に対する保険料の掛け捨て防止策として、平成7年4月に創設された制度です。

◆受給のための要件

原則として以下の4つ全てに該当する方が国民年金、厚生年金保険または共済年金の被保険者資格を喪失し、一定期間内に手続きをした場合に支給されます。

①日本国籍を有していない方

②国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた月数（4分の3納付月数は4分の3月、半額納付月数は2分の1月、4分の1納付月数は4分の1月として計算）が6月以上ある方又は厚生年金保険の被保険者期間の月数が6月以上ある方

③日本に住所を有していない方

④年金を受ける権利を有したことの無い方

◆脱退一時金の支給額

①国民年金の脱退一時金

保険料納付済期間（第1号被保険者としての期間に限る）等の月数に応じて支給されます。尚、支給額は毎年度改定されるため、最後に保険料を納付した月によって支給される額が異なります。

②厚生年金保険および共済年金の脱退一時金

平均標準報酬額に支給率を掛けて計算します。尚、厚生年金保険と共済組合の期間は通算されません。

◆脱退一時金の請求手続き

脱退一時金は、外国人が日本出国後に請求をすることができ、被保険者資格を喪失したとき（日本国内に住所を有しなくなった日）から2年以内に手続きをする必要があります。脱退一時金を受け取った場合、その期間は年金の加入期間でなかったこととなります。日本と年金通算協定を締結している相手国の年金加入期間がある場合、一定の要件のもと年金加入期間を通算して日本及び相手国の年金を受け取ることができ、脱退一時金を受け取ると期間を通算できなくなりますので、注意が必要です。

よ見めえり下職う人めんし周競の気はよ果そへばしシけよけ題をを経る一
う直るてこまげ場心のら。てり争でど人うがのの、ヨる人うるな人管こと
かさこ、のす。し体があ引とく嫉しかがは使う前かあ後注そ合ッこ前です。だ、と叱める者い
？れと人よ。し。まのあ引とく嫉しかがは使う前かあ後注そ合ッこ前です。だ、と叱める者い
てに前う。し。まのあ引とく嫉しかがは使う前かあ後注そ合ッこ前です。だ、と叱める者い
はつでなう。し。まのあ引とく嫉しかがは使う前かあ後注そ合ッこ前です。だ、と叱める者い
いて、叱こと。し。まのあ引とく嫉しかがは使う前かあ後注そ合ッこ前です。だ、と叱める者い
かが、と踏。し。まのあ引とく嫉しかがは使う前かあ後注そ合ッこ前です。だ、と叱める者い
し、度、褒ま。し。まのあ引とく嫉しかがは使う前かあ後注そ合ッこ前です。だ、と叱める者い

